

第 4 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和 4 年 9 月 29 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和4年9月29日(木曜日)

午前10時0分開議
午前11時2分休憩
午前11時7分開議
午前11時38分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第6号 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第8号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第9号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第10号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について

出について

- 報告第11号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(8人)

委員長	岩本浩治
副委員長	南部隼平
委員	藤川隆夫
委員	内野幸喜
委員	高木健次
委員	前田憲秀
委員	松村秀逸
委員	山本伸裕

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長	沼川敦彦
政策審議監	三牧芳浩
医監	池田洋一郎
長寿社会局長	柴田英伸
子ども・障がい福祉局長	木山晋介
健康局長	下山薫
健康福祉政策課長	井藤和哉
健康危機管理課長	椎場泰三
高齢者支援課長	下村正宣
認知症対策・地域ケア推進課長	本田敦美
社会福祉課長	原田義隆
子ども未来課長	木村和子
子ども家庭福祉課長	岩村聡子
首席審議員	
兼障がい者支援課長	米澤祐介

医療政策課長 阿 南 周 造
国保・高齢者医療課長 池 永 淳 一
健康づくり推進課長 岡 順 子
首席審議員
兼薬務衛生課長 樋 口 義 則
病院局
病院事業管理者 渡 辺 克 淑
総務経営課長 川 上 竜 也

事務局職員出席者

議事課主幹 泗 水 靖 希
政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前10時0分開議

○岩本浩治委員長 それでは、ただいまから第4回厚生常任委員会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑応答が終了した後に、一括して採決を行うことといたします。

また、本日の委員会はインターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、健康福祉部長から総括説明をお願いします。

沼川健康福祉部長。

○沼川健康福祉部長 それでは、議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第7波は、感

染力の強いB A. 5系統への置き換わりの影響で、全国で爆発的に感染が拡大しました。本県におきましても、ピーク時に一日の新規感染者数が5,000人を超えるなど、これまでにない感染拡大となりましたが、8月下旬以降は減少傾向が継続しており、病床使用率も低下傾向にあります。

このような中、国においては、オミクロン株の特性を踏まえ、9月8日の政府対策本部会議において、高齢者など重症化リスクの高い方に対する適切な医療提供を中心とする考え方に転換し、新型コロナへの対応と社会経済活動をより強固なものとしたウィズコロナに向けた新たな段階に移行する方針を示しました。

このため、本県においても、国の方針を踏まえ、先週22日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、高齢者など重症化リスクの高い方を中心に保健、医療を重点化することとし、今週26日からは、発生届の対象を65歳以上の方や入院を要する方など重症化リスクの高い方に限定した全数届出の見直しを行いました。

これに併せて、発生届の対象外となる方についても、急変時等に確実に必要なサービスにつなぎ、速やかに安心して療養できるよう、フォローアップ体制を整備したところであります。

さらに、オミクロン株対応のワクチン接種についても、市町村における接種は、今週26日から順次開始されており、県では、これを補完するため、10月12日に県民広域接種センターを開設することとしております。

ウィズコロナに向け、感染拡大防止と社会経済活動のベストバランスをより一層求めていくため、引き続き、感染対策に取り組むとともに、ワクチン接種の促進を図ってまいります。

続きまして、本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申

上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例関係5議案、報告4件でございます。

まず、予算関係ですが、議案第1号、令和4年度熊本県一般会計補正予算では、新型コロナウイルス対応分として、高齢者施設等の従事者に対するクラスター発生防止のための集中検査や軽症者等が宿泊療養を行うために必要な宿泊施設の運営等に要する経費など総額62億8,000万円余の増額、通常分として、特定妊婦等への居場所の提供等に要する経費など1億2,000万円余の増額で、総額64億1,000万円余の増額をお願いしております。

また、議案第3号、専決処分の報告及び承認については、新型コロナウイルス対応分として、患者等を受け入れる医療機関の設備整備に対する助成に要する経費など総額33億円余を増額する専決処分を行っており、今回その承認をお願いするものです。

次に、条例等関係につきましては、議案第6号、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4議案を提案しております。

また、報告関係につきましては、報告第8号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外3件を御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き、前半グループの健康福祉部6課の議案について、執行部から説明をお願いします。

それでは、議案第1号から説明をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会説明資料2ページをお願いいたします。

令和4年度9月補正予算関係について御説明申し上げます。

災害救助費として、625万円の増額をお願いしております。

これは、右側の説明欄にありますように、国庫支出金返納金ということで、市町村による災害弔慰金支給事業の確定に伴う国への返納金でございます。

健康福祉政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

令和4年度9月補正予算関係について御説明を申し上げます。

説明資料の3ページをお願いします。

予防費でございますが、13億7,355万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

1の感染症予防費でございますが、13億7,178万円余の増額補正をお願いしております。

まず、(1)の保環研検査関連機器整備事業でございます。

これは、保健環境科学研究所で使用する検査機器購入に要する経費でございます。

新型コロナウイルスの検査に使用する検査機器で老朽化している機器の更新等を行うものでございます。

次に、(2)新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業でございます。

これは、保健所が行う感染症対策に要する経費でございます。

具体的には、県保健所における電話、ショートメールサービスなどに係る通信費、患者搬送車両のリース期間の延長に伴う賃借料、

熊本市の保健所が実施する対策実施に伴う補助金などの増額をお願いしております。

続きまして、次に、(3)の新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業でございます。

これは、新型コロナウイルス検査のうち、保険適用検査の公費負担に関する経費の増額でございます。

続きまして、説明欄2の感染症発生動向調査費でございます。177万円の増額補正をお願いしております。

感染症発生動向調査事業でございます。

これは、感染症のサーベイランスシステムの更改に伴う保健所支援に要する経費を計上しております。

今回、国において、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の発生動向等を報告するシステムであります感染症サーベイランスシステムの更改が行われる予定になっております。

現行システムでは、医療機関が発生届をファクスにより保健所に提出し、システムへの入力には保健所で行っておりますが、新システムでは、医療機関がオンライン入力にて保健所に報告する仕組みとなります。そのため、システム利用に係る準備に対応するため、会計年度任用職員の人件費などを計上しております。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

9月補正予算について御説明いたします。

新型コロナ対応分としまして、老人福祉費で23億8,100万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄の高齢者施設等におけるクラスター発生防止対策事業は、現在、高齢者施設や保

育所等の従事者に対して実施しております集中的検査につきまして、引き続き、今年度下半期においても継続実施するための経費でございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料5ページをお願いいたします。

児童福祉施設費につきまして、5,190万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

市町村保育施設運営費補助は、国の経済対策を活用し、保育所等が感染症対策として、蛇口に触らなくても水が出る非接触型の蛇口を設置するなど、小規模な改修整備を実施し、市町村が補助を行う場合に県が助成するもので、今回77施設分をお願いしております。

子ども未来課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料は6ページをお願いいたします。

児童福祉総務費の2,652万円余の増額についてでございますけれども、説明欄の子育て家庭支援事業におきまして、母子保健と児童福祉の相談機関の一体的な整備を行う市町村への助成につきまして増額をお願いするとともに、出産前後に支援が必要な特定妊婦等に対し居場所の提供などを行う事業者に対する助成事業につきまして新たに取り組むものでございます。

続きまして、児童措置費につきまして、203万円余の増額をお願いしております。

説明欄に記載の看護・福祉職員処遇改善推進事業でございますが、コロナ禍における児童養護施設等の職員の処遇改善のための措置

について、児童養護施設等による職員の採用に伴う増額をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

補正予算の内容について御説明させていただきます。

まず、障害者福祉費でございますけれども、3件、9,541万円余の補正をお願いしております。

説明欄1の(1)の全国障害者スポーツ大会派遣事業でございますけれども、これは、10月に栃木県で開催されます全国障害者スポーツ大会に派遣する県選手団のPCR検査に要する経費でございます。

次に、(2)の在宅障がい児・者実態調査でございますが、これは、国が5年に1度実施している在宅障害児・者や難病等により日常生活のしづらさが生じている方の生活実態及び支援ニーズを把握することを目的とした実態調査に要する経費でございます。

次に、2の障がい者福祉施設整備費でございますが、これは、社会福祉法人等が行う障害者福祉施設の整備費に対する助成について、国の内示増に伴い増額をお願いするものでございます。

次に、下段の児童福祉施設費でございますけれども、2,273万円余の補正をお願いしております。

これは、説明欄1のこども総合療育センター管理運営費として、こども総合療育センターにおける感染防止対策として医療機器の滅菌装置の購入等に要する経費でございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

次に、精神保健費で89万円余の補正をお願いしております。

説明欄1、精神保健福祉センター維持補修費でございますが、これは、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認に係るシステム導入に要する経費でございます。

システム導入については、国から、公立病院に加えまして、公立診療所における積極的な導入について協力要請が来ておりまして、これまで県では、こども総合療育センター、こころの医療センターで導入済みでございます。これに続きまして、今回精神保健福祉センターでの導入を行うものでございます。

以上、9月補正予算として、通常分9,430万円余、新型コロナウイルス対策関係として2,473万円余、合計1億1,904万円余の増額をお願いするものでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第3号の説明をお願いします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

令和4年8月2日付専決処分に係る補正予算について御説明を申し上げます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

予防費でございますが、10億6,490万円余の専決処分をさせていただいております。

右側、説明欄を御覧いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業でございます。

これは、保健所の機能強化及び自宅療養者の支援体制強化に要する経費でございます。

具体的には、本庁及び保健所の新型コロナ業務への人材派遣の受入れ、それから陽性者の健康観察を行う熊本県療養支援センターの体制強化、それから夜間における自宅療養者の体調急変時の電話相談窓口の設置に関する

経費でございます。

夜間の電話相談窓口につきましては8月29日から、それから療養支援センターの機能強化につきましては9月1日から実施しております。それから、人材派遣の受入れにつきましても今準備を進めておりまして、来週から順次人材派遣を受け入れるということで進めております。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

8月専決予算について御説明申し上げます。

新型コロナ対応分として、老人福祉費で4,500万円余の増額補正を行わせていただいております。

説明欄の介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業は、感染者が発生した高齢者施設に対して、看護師や介護職員から成る業務継続支援チームを派遣するための経費でございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第6号の説明をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料16ページをお願いします。

16ページ、議案第6号、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例、いわゆるやさしいまちづくり条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、17ページの概要で説明をさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、国の規

則改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

次に、その内容ですが、規則の改正により、劇場等の客席、これが県の条例上の位置づけから国の規則上の位置づけに変わったため、今回、条例から客席を削除するものでございます。

なお、客席のバリアフリー運用上の取扱いは、これまでと同様で、特に変更が生じるものではございません。

また、施行期日は、公布の日としております。

健康福祉政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料18ページをお願いします。

議案第7号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

19ページの条例案の概要にて御説明をいたします。

難聴も含む身体障害、知的障害または精神に障害を持つ未就学の子供に対する通所型の訓練施設である福祉型児童発達支援センターにおいて、看護師以外で、医療的ケアのうちのとんの吸引などを実施できる介護福祉士等に係る規定において、引用する社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う引用規定の条ずれを改正するものでございます。

施行期日は、公布日となっております。

子ども未来課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第8号の説明をお願いします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

説明につきましては、次の21ページの条例案の概要により御説明させていただきます。

今回の条例改正の趣旨でございますけれども、今ほど子ども未来課長から御説明があった内容と同様の改正契機によるものでございます。

条例改正の趣旨について改めて御説明させていただきますと、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正法の施行に伴い、指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所において、医療的ケアを行う場合の人員配置基準に引用しております規定に条ずれが生じたため、関係条例の規定の整理をお願いするものでございます。

施行期日は、公布の日を予定しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第9号の説明をお願いします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

議案第9号の熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

説明につきましては、次の23ページの条例案の概要により御説明させていただきますので、そちらを御覧ください。

今回の条例改正の趣旨でございますけれども、厚生労働省令の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

2の内容を御覧ください。

少し複雑でございますけれども、今回の改正は、平成30年に改正しました平成30年の条例第19号、名称は、熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例、これに含まれます条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、対象となる条例といたしましては、熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例というものでございます。

改正内容といたしましては、障害児が18歳になりまして、障害児の入所施設から障害者の入所施設へ移行することが通常でございますけれども、何らかの事情で移行が困難な場合に、福祉型の障害児入所施設の基準を満たしていれば、その施設を障害者の支援施設とみなす、こういった特例期限があるわけでございますけれども、この期限を、令和4年の3月31日から令和6年の3月31日まで、国の省令改正に伴いまして延長するものでございます。

施行期日は、公布の日を予定しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第10号の説明をお願いします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

続きまして、議案第10号の御説明をさせていただきます。

説明資料の24ページ、25ページをお願いいたします。

議案第10号、名称につきましては省略させていただきますけれども、説明につきましては、25ページの条例案の概要により御説明させていただきます。

こちらの改正につきましては、先ほど説明

しました議案第9号の議案と関連するものでございます。

改正の趣旨は、先ほどと同様、厚生労働省令の一部改正に伴うものでございます。

こちらの議案第10号のほうは、平成30年に改正しました条例第20号、具体的には、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例、この条例に含まれております条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、対象となる条例は、2の(1)にございます熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、こちらでございます。

改正内容といたしましては、障害者支援施設の基準を満たしていれば、当該施設を障害児の入所施設とみなす、こういった特例期限があるわけでございますけれども、その特例期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日まで延長させていただくものでございます。

施行期日は、先ほどと同様、公布の日を予定しております。

障がい者支援課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 最後でございますが、報告第8号の説明をお願いします。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

報告事項につきまして御説明させていただきます。

報告第8号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する資料の提出についてでございます。

説明は、27ページのほうで説明させていただきます。

まず、1の財団の概要でございますが、設立年月日は、平成3年11月1日です。設立目的としましては、高齢者の生きがいや健康づくりに関する事業を行い、もって長寿を喜べる社会の実現に寄与することを目的としております。

主な出捐者は、県、市町村、民間企業でございます。

次に、2の令和3年度の事業報告でございますが、主な事業をここに3つ挙げております。

(1)の熊本さわやか大学校の開校につきましては、高齢者の生きがい再発見やリーダー育成を目的として、熊本市と八代市で開講していきまして、昨年度は、2か所合計で62人が受講されております。

(2)のシルバー作品展は、高齢者の文化活動面の促進を目的として開催していきまして、昨年度は、235点の作品の出展があつてるところです。

(3)の高齢者への就労支援事業につきましては、県総合福祉センターや各地域振興局に設置した合計11か所の無料職業紹介所において、ハローワークなどと連携しながら、高齢者への職業相談や職業紹介などを行つていきまして、昨年度は、281人の就職につながつております。

次に、3の令和3年度の決算についてですが、経常収益は4,774万円余、経常費用は4,782万円余で、当期の経常増減額は8万円余のマイナスとなっておりますが、経営への影響はございません。

次に、4の令和4年度の事業計画でございますが、昨年度と同様の事業を予定しております。

最後に、今年度の予算でございますが、経常収益、経常費用とも6,035万円余を計上していきまして、収支の均衡を図ることとしております。

今後とも、当該法人の予算執行に当たりま

しては、より一層効率的な執行と適切な運営が図られるよう指導助言に努めてまいります。

高齢者支援課の報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○岩本浩治委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いをします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 部長の総括説明の中で、全数把握の見直しが行われるということで、もう既に行われております。数日たっているというふうに考えておりますけれども、この中で、現時点においてトラブル等が起こっていないかどうかという点、事務量は担当部署に関しては恐らく軽減されているので助かっていると思っておりますけれども、そういう部分、それとあと、発生した場合の届出を各医療機関がHER-SYSのほうに入力するというふうに今なっておりますけれども、これが全ての医療機関がそういう形で入力していただければ問題ないと思うんですけれども、逆に言うと、これを割愛してしまうような医療機関が出てきた場合に、全数としての把握が、全体のトレンド、感染者のトレンド自体が分からなくなる可能性もあるのかなというふうにちょっと危惧している部分があるんですけれども。

それと、もう一つは、重症化した場合のフォローアップの体制というのはきちっと整えられていると思うんですけれども、現時点におけるその利用の状況がもし分かっていたら教えていただければと思います。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、全数把握の見直しにつきまして、26日からスタートしておりますけれども、トラブルとかがないかということなんですけれども、現時点では、我々のほうには大きなトラブルというふうなことは把握しておりませんので、現時点ではスムーズにいったのかなというふうに思っております。

それから、医療機関の入力の状況なんですけれども、こちらにつきましては、基本的に、まず医療機関に入力していただくということになります。で、ゼロの場合は、基本的にはもう報告がないという形になりますので、こちらにつきましては、今後とも引き続き、医療機関に入力を徹底していただくように、県のほうからも、県医師会を含め、関係のところにはしっかり周知をしていきたいというふうに思っております。

それから、すみません、今の重症化した場合、いわゆる容体が急変した場合のフォローアップ体制の状況でございます。

こちらにつきましては、すみません、現時点では、昼間につきましては、療養支援センターのほうで相談を受け付けております。この月曜日からスタートしておりますけれども、実際に体調悪化による相談という形で相談を受け付けた方につきましては、月曜日が1名、それから火曜日が3名、水曜日が2名ということで、基本的に、やっぱり体調が悪化して相談があったというようなケースは当然出てきております。

それから、同様に、夜間につきましても、同様の体制をしいておりまして、夜間につきましても、月曜日が4件、それから火曜日が9件、水曜日が4件という形で、体調が急変したということで相談に応じているという状況になっております。

療養支援センター自体の相談につきましては、このほかにも、健康相談以外にもちよっ

と様々な相談が寄せられておりますので、相談の全体につきましては、全体で今、1日当たり大体100件以内ぐらいのところでは今は推移しているという状況でございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 フォローアップ体制の話はよく分かりました。この中で入院あるいはその療養施設へという形の方々というのは、結構いらっしゃったんでしょうか。今の数字の中でも、そっちにつないだという話はあるんでしょうか。

○椎場健康危機管理課長 今回の時点では、入院とか医療機関の受診を勧奨したということはありませんけれども、入院とかにつながったという状況まではないというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

どちらにしろ、感染者が分かった場合の医療機関の入力、HER-SYSに入力していくんですけども、1日に1回しか、たしかできないと思うんですね、遡ってもこれは入力できないので、一回入れ間違えてしまうと、それがそのままいってしまう可能性があるんで、それも含めて、医療機関に対してきちっと正確な数字を入力してもらおうような形での働きかけをお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

○内野幸喜委員 今回のちょっと関連で、26日から全数把握が簡略化ということで、これは、医療機関の様々な負担の軽減と、保健所等も負担があつて、その軽減ということでこういう形になったんだと思うんですが、た

だ、このフォローアップ体制の整備とか、これからそういった業務も出てきて、これで負担の軽減にもつながらなかつたらとか、やっぱりいろいろまた何か出てくるような気がする、実際今のところはどうか。期間はまだ短いですが。

○椎場健康危機管理課長 実際のところを申し上げますと、先ほど、今現在、実は感染者数そのものが少し減少しているという状況もございますので、この全数届けの見直しによる効果というのを一概に言いづらところは非常にありますが、発生届のベースでいくと、大体8割近くぐらい減ってきております。

したがって、当然ながら、全体が減るとその発生届、いわゆる従来保健所が対応していた部分も減ってくるということもございますので、そういった意味で、今若干負担軽減、そういう今回の全数届けの見直し以外の負担軽減もちょっと入っているのかなというふうに思っておりますが、負担軽減にはつながっていくのかなというふうに思っております。

○内野幸喜委員 分かりました。

それと、いいですか。

これは13ページ、ちょっと別の質問になるんですけども、自宅療養者の支援体制強化に要する経費の増とありましたけれども、今陽性者、物すごく減ってきました。8月の物すごく多かった時期、自宅療養者はたくさんいらっしゃったんですね。そのときに、地元の方とかからいろいろ話があつたのが、当然陽性者というのは外出できないわけです。そうしたときに食事等が非常にちょっと困ると。

そういった場合は、保健所のほうが出向いて届け出たりとかするんですけども、そのときに提案があつたのが、例えば町の社協なんかでそういったことができないんだろうか

と。ただ、町とも話しまして、町は誰が陽性であるとかというのが分からないわけですね。実際、分からないことになっているわけですね。そうすると、町として、なかなかできないと。ただ、そのときに聞いたのが、阿蘇地域かどっかでは、市町村と連携して、何かそういった食材の手配だったり、配達だったりやっているという話を聞いたんです。

県は、基本的には、陽性者がどここの市町村で何名出ましたというところまではいつてますけれども、個人については発表してないんですよ。そうした中で、そういったことが可能なのか。もし、それが可能であれば、今後ないことを望みたいんですけども、仮に第8波とかで、また陽性者が増えたときに、やはりその保健所の方々の負担も大きくなりますから、やっぱりそうした地元自治体の方々の協力、連携でそういったことができないんだろうかなと、そういうちょっと話もありましたので、その点、何か実際に阿蘇のほうであったのかどうかも含めてお話聞かせていただければと思います。

○椎場健康危機管理課長 まず、御質問ありました阿蘇地域のお話なんですけれども、阿蘇地域におきましては、各市町村が連携しまして、保健所のほうに職員が常駐する形で、先ほどの生活支援物資のいわゆる支援といいますか、その辺りの支援を阿蘇地域の管内で合意をして、常時1名ずつだったと思いますけれども、市町村職員を派遣して、そこで仕事をするというような形で、保健所と連携して仕事をするというような仕組みをつくられました。

このような事例につきましては、山鹿保健所と山鹿市の間でも、一部、週休日あたりにそういった取組をさせていただいています。

今内野先生がお話がありましたとおり、この生活支援のところに、自宅療養者の支援につきましては、市町村としっかり情報共有し

て連携してするというような仕組みが感染症法上の規定にもございます。

我々のほうとしては、今後どういう形で市町村とこういった場合に連携して取組ができるかというのは、これからちょっとしっかり協議をしていきたいなというふうに思っておりますので、引き続き御意見いただきながら進めていければというふうに思っております。

○内野幸喜委員 8月のとにかく感染者が多かったとき、陽性者が、制度と実態がかけ離れていたというか、当然、市町村は、県からは誰がということは報告されていないことになってますけれども、地元のコミュニティーの中ではやっぱり分かるわけです。そうしたときに、なぜ市町村は困っている方がいらっしゃるのにそれができないのか、市町村のほうももどかしいんですね、その辺。だから、そういったことが、さっきの何か話で、何かできるような制度があればそういった方向に、特に陽性者が増えたときには、実態に応じた形でやっていただく方法を見つけてほしいなと思います。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○高木健次委員 5ページなんですけれども、子ども未来課、先ほどちょっと説明で市町村保育施設の運営費補助、水道関係で子供が器具に触らないで手洗いができるということで、コロナ対策以外にも衛生管理上非常に大事な事かなという感じがしますけれども、ただ、保育園数から数えれば、77か所が整備済みということなんですけれども、まだまだ整備しなければならぬ園が大分あると思うんですけれども、これは保育園のほうからの自己申請というか、そういうことから始まってこの整備にかかっているわけですよ。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

今回のこの事業の実施に当たりましては、保育所等を所管している市町村を通して照会をかけさせていただいております。全市町村に照会をしたところ、市町村によっては、もう既に既存の補助事業で整備をされているとか、あるいはもっと早くからもう何かの改修の折に保育園において自主的に整備をされているなどの事例もあって、全ての施設がすぐに対応しなければいけないという状況ではなかったというふうに聞いております。

今回、市町村を通して照会をしましたときに、結果的に77施設のほうからやりたいという声があつての対応ということになっております。

以上でございます。

○高木健次委員 市町村を通して申請があつた分を県が取り上げて補助をしているということでしたよね。これは直接でもいいんですか。直接県のほうに保育園から申請というのは、どうしても市町村を通してこなければならぬということですよ。

○木村子ども未来課長 今回の補助事業が、国、県、市町村で実施するものとなっております。県のスタンスとしましては、市町村さんが実施をされる場合に県が助成をしますということですので、やはり市町村を通して照会をするという形になっております。

○高木健次委員 77か所整備済みということですから、市町村から上がってくる申請は、これからもまだ増えてくるというふうな見込みはいかがですか。

○木村子ども未来課長 実は、この事業につきましては、令和3年度にも同様の事業がご

ざいまして、その際、補正で事業の実施についてお願いをさせていただいた経緯がございます。そのときと併せて、また今回の照会という形になっておりました。また、国のほうから経済対策があるとか、そういった機会があれば、また照会をして進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 じゃあ、まだ継続をするというあれはあるわけですよ、これからも。

○木村子ども未来課長 今回は、国の経済対策として実施しておりますけれども、もともと補助事業として事業がございますので、その中でもやっていただけてますし、そういった形で、ずっと支援のほうは続けていくというふうに思っております。

○高木健次委員 先ほど申し上げたとおり、コロナ以外でも衛生面で非常に効力を発揮するのかなと思いますので、これについては、まだ県のほうも、市町村等から上がってきた場合には速やかにまた事業をやってほしいというふうに思います。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

また、7波の中、対応、本当にお疲れさまでございます。

9ページの説明は、井藤課長、これはありましたですかね。

○井藤健康福祉政策課長 いや、9ページの説明は後半で。

○前田憲秀委員 分かりました。じゃあ、後

半まとめてします。

そしたら、3ページで御説明いただいた(2)感染症対策に必要な経費ということで、電話、メール通信、リース料の賃借料、市への補助金という御説明があったと思うんですが、もう少し詳しく金額も教えていただいていたでしょうか。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

今回の、先ほど申しました保健所機能強化事業につきましてですけれども、先ほどの通信費の部分でございますけれども、いわゆる積極的な疫学調査に伴う通信費のところが大体1,500万余り、それからSMSの一斉送信サービスに係るものということで、こちらのほうは、今回の第7波の感染者の急増に伴いまして、一斉送信のシステムを導入しております。それに伴いまして、約3,000万ぐらいのお金がかかっております。

それから、患者搬送車両の分でございますけれども、車両搬送のリース期間の延長分、こちらが660万余り、それから熊本市への補助金の部分ですけれども、こちらが5億4,400万余りというふうになっております。

こちらのほうにつきましては、先ほど県の説明の中でありました夜間の電話相談窓口、それから療養支援センターの機能強化、こういったところの予算が、熊本地震の分につきましては、この補助金の中で対応をしておりますので、金額につきましては、こういった形で、ちょっと大きい数字が出てきているというところでございます。

○前田憲秀委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点よろしいでしょうか。

次の4ページの高齢者福祉対策費なんですが、従事者への下半期の集中検査に要する経費、これはもう感染者も増えて注意も必要で

すから、経費が必要になってくるというのはもう十分理解できるんですけども、これは一般財源と国庫が半分半分なんですけれども、これは将来的には国庫補助が可能なイメージでいいんですかね。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

この事業は、感染症予防事業費国庫負担金ということを使って、国2分の1、県2分の1で今やっている事業ですが、これで見たと県費の部分については、もう一個のコロナ対策の地方創成交付金の上限額が、この分は上乗せになるという形で聞いております。そっちのほうで上乗せになってくると。

○前田憲秀委員 分かりました。

以上です。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

○山本伸裕委員 14ページの専決処分についてお尋ねします。

それで、これは、高齢者施設での支援チーム派遣に要する経費というようなことで、感染拡大の今回の第7波で非常に重大だなと思ったのは、施設内でのクラスター発生ですよ。ところが、入院させることができずに、その施設内に留め置かれるというようなことで、施設の関係職員の方々も患者さんも非常に大変な負担を強いられたというふうに理解しているんですけども、今回のこの専決、施設に留め置くというようなことを前提としているのではないかというふうに思うんですけども、そうではなくて、基本的にやっぱり医療機関につなぐというような対応が原則であるべきだというふうに思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○下村高齢者支援課長 確かに、できれば、陽性になれば病院につながりというのがあると思いますけれども、今の現状では、多くの陽性者が発生しておりますので、実際に施設内に留め置かれているのが大半になっています。その現状を踏まえて、施設のやっぱり業務を継続するためには、こういうチームが要するというので、派遣の経費を見たものです。

実際に、施設内でも療養ができるように、前に医療チームというのをつくって、医療チームを派遣して、まずはそこで診られるような支援体制も取っていますので、そこで診ていただけるようにもなっているということです。

○山本伸裕委員 それぞれの高齢者施設、それぞれに十分な医療提供体制が整っているかというような問題では、様々格差があると思うんですよね。だから、原則として施設内に留め置くというようなことを前提とするのではなくて、やはり医療機関につなぐことができるような状況であれば入院とか、そちらのほうを優先させて対応するというようなことが必要ではないですか。

○下村高齢者支援課長 当然、重症者とかそういう方々については、医療機関のほうにつなげていただいていますし、必要な分については、もう医療機関のほうにつなげていただいています。

○山本伸裕委員 今回、国が基本的な考え方というのを出して、全数把握の見直しについて、その中でも、基本的な考え方では、施設に留め置くことが前提になっているんですよね。けれども、やっぱり基本的にはその医療機関にきちんとつなぐというようなことを前提にして、もちろん、もう感染が拡大して医療体制が逼迫して、やむを得ずというような

場合は出てくる可能性はあると思うんですけども、そうならないように、基本的には、病床確保であるとか、医療体制の拡充であるとか、そうしたところをしっかりと——今幸いにして、だんだん感染拡大が収まってくるような流れが現われているような部分もあると思うんですけども、そうしたときに、しっかりと医療提供体制の拡充というのを進めていって、施設に留め置かなくても大丈夫だというような状況をつくる必要があるんじゃないかと思うんですけども。

○沼川健康福祉部長 今ちょっと山本委員からの質問ありまして、先ほどちょっと高齢者支援課長も申し上げたように、最初に、本来入院できる人は入院させる体制が、今年に入ってもうあまりに爆発的な感染拡大で、うちもトリアージ基準、もともと高齢者の人は入院という流れにしてましたが、症状に合わせて、それを入院していただくのか、施設に留め置くのか。この留め置いた中にも、必ずしも皆さんが入院させた方がいい人なのか、認知症とかが出て生活環境が変わったことで今度は別の面でのデメリットが出てくることもありますので、そこを見極めて入院させるべき人は当然入院していただく。で、留め置く中で、そこは最初に医療チームが入るなり、特養とかであれば、嘱託医の先生が診て、その判断をした上で、入院か留め置くかが実際決まっている状況です。

それと、今回これをやったのは、高齢者の患者が多くなったということもあるでしょうし、もう一方で、従事者の方が感染されて今度は面倒を見る方がいらっしやらない、それで施設内が回らなくなる、それを支援するためにこれをつくって、そして感染管理をまできっちりやっていただく。この後、長期化するようであれば、もともとつくってあった施設間の連携による職員の派遣で入るとというのがあったわけですけども、それも、この6

波以降、7波になって、どこそこの施設でクラスターが発生して、もうお手伝いできない状況になるというのもある、これをつくったわけです。

今国の考えも、オミクロンになって確かに重症化する人もいますが、率的に重症化リスクが下がってきたのもあって、その人に応じた今環境の中で療養をしていただくというふうに徐々に変わりつつあるのかなというふうに私は理解をしております。

○山本伸裕委員 やはり私は、高齢者施設でのクラスターが発生した場合は、基本的に、ちゃんと医療機関、医療施設につなぐというのを原則にすべきだと。もし、認知症であるとか、そういった方への対応が必要であるというような場合も当然想定して、そうした医療提供体制の確保、拡充というのを進めるべきじゃないかというふうに思いますので、それは意見として言っておきます。

それから、支援チームはどういうふうにしてつくられるのかというようなこともお尋ねしたいんですけども。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

民間事業者に委託して、全国から募集をしております。今3チームつくっております、6名いますが、関東圏、東海圏、あと関西圏、中国・四国圏、それぞれのところから来ていただいております。

○山本伸裕委員 今現在、県内で3チーム、6名ということですか。これでは、対応かなり厳しいんじゃないですか。

○下村高齢者支援課長 まず、全部に行くわけではありませんが、今部長からも話ありましたように、従業員が感染して、なかなかそこで介護ができないというための介護の継続

のために行く話ですので、施設から要請があった、やっぱり自分のところで無理よというところに行かせていただいております。実際に、もう8月2日に、これは専決いただいておりますけれども、8月19日から第1班を派遣してまして、今までに16施設、延べ56日ぐらい活動しているところです。

○山本伸裕委員 やはり高齢者は容体急変しやすいリスクというのがありますので、そういう点では、繰り返しになりますけれども、留め置くというのを前提にするのは非常に問題ではないかというふうに思いますので、その対応は改めて要望しておきます。

それから、もう1点よろしいですか。

全数把握見直しに関連してなんですけれども、この全数把握見直しの動機は、やはり第7波の感染爆発で保健所であるとか医療体制がパンクしてしまった、これを何とかしないといけないというのが大きな動機だと思うんですけども、医療提供体制、26日にホームページ更新されて、熱が出た場合はどうしたらいいかというの分かりやすく出ているので、大分分かってきたんですけども、要するに、発熱外来の対応というのはこれまでと変わらないような状況になるんですかね。

○椎場健康危機管理課長 基本的には、発熱外来、いわゆる診療検査医療機関、こちらにまず、症状が出た場合には受診していただくという考え方は基本的に変わっておりません。

今、あくまでも、今回フォローアップ体制という形で整備したのは、診療検査医療機関を受診して、いわゆる陽性となられた方が自宅療養される際に、症状急変されるといったところに相談に応じる体制、さらにはそれから医療機関につなぐ体制、そういったものを整備したということですので、基本的な体制につきましては、これまでと大きな

変更はあっておりません。

○山本伸裕委員 やはり発熱外来が非常に大変な状況になったというのが第7波だと思っ
ては、実際に熱が出ても病院受診
できないと、あるいは救急搬送されても受入
れられないというようなことで、もうこの発
熱外来のところで大変な混乱と大きな医療
機関の負担が第7波の大きな問題だと思
うんですけども、全数把握見直しが医療機
関の負担軽減とか保健所の改善とかいうの
であれば、やはりそここのところでの発熱外来の
体制についての支援をどう強めるのかとい
うようなところの方策が必要になるんじ
ゃないでしょうか。

○椎場健康危機管理課長 診療検査医療機
関の拡大につきましては、これまでも機
会のあるごとをお願いをしております。

今回のいわゆる第7波の感染拡大におき
ましても、知事、熊本市長、それから
県の医師会長、それから県市専門
家会議の座長である馬場座長、4
者連名の通知を出すことによって、
改めて診療への協力のお願いをし
たりといったような取組を進めて
おります。

引き続き、そういった取組を続けさせ
ていただきたいというふうに思っ
ております。

○山本伸裕委員 ただ、例えば、発熱外
来に対する補助が打ち切られるとか、
あるいはPCR検査の診療報酬がカ
ットされるとか、あるいは空床確
保のための補助金、これも9月16
日、政府が打ち切るとい
うようなことになりました
ですね。だから、やっぱり現場で
大変な苦勞している医療現場に
対する支援が後退して
いっているんですよ、
拡充するどころか。
これについては、
やっぱりしっかり
現場の声を
受け止めて、
国に対しても
意見を言っ
ていくとい
うようなこ
とを強く求
めたいと思
います。要
望でいいで
す。

○岩本浩治委員長 回答できませんでし
ょう、国に対する要望です。

そういうことをお願いしたいと思
います。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で前半グループの
質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行
いますので、ここで約5分間休
憩いたします。

再開は、11時10分からお願い
いたします。

午前11時2分休憩

午前11時7分開議

○岩本浩治委員長 休憩前に引き
続き会議を開きます。

後半グループの健康福祉部3課
について、付託議案の審査を行
います。

なお、説明は、効率よく進める
ために、着座のまま簡潔に行
ってください。

また、本日の委員会は、イン
ターネットで中継して
おりますので、発言内容が
聞き取りやすいように、
マイクに向かって明瞭に
発言いただきますよう
お願いします。

それでは、議案第1号から
説明をお願いします。

○阿南医療政策課長 医療政策課
でございます。

説明資料9ページを
お願いします。

9月補正予算では1事業を
計上して、予防費で3億300
万円の増額補正を
お願いしております。

事業名は、説明欄のと
おり、新型コロナウイルス感
染症入院医療機関設
備整備事業です。

事業内容としましては、
入院患者を受け入
れる医療機関の設
備整備、コロナ診
療に必要な個人防
護具、人工呼吸器
等の整備に対する
助成となります。

本事業は、当初予算
では、新規に50
床分の

増床などを見込み、待ち受けとして、5億620万円を計上しております。そうした中、本年度の新規増床の実績としましては、昨日までに、当初見込みの4.2倍となる211床を確保できております。

そのため、後ほど御報告しますが、9月までの上半期分の執行に必要な予算を確保するために、8月に増額補正の専決処分を行っております。

その上で、今回の9月補正予算では、10月以降の下半期分の所要額として、今後さらに20床分増床すると見込みまして計上を行うものです。

医療政策課は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で14億400万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

軽症者等療養支援体制整備事業は、新型コロナウイルス感染症の軽症者が宿泊療養を行うために必要な運営に要する経費でございます。

当初予算では、7施設、1,000室を12か月間運営した場合の経費を計上しておりましたが、今般の第6波、第7波の爆発的な感染拡大に伴い、年度当初から現在の8施設、1,226室分で運営しております。

今回、その通年分と合わせまして、県職員が担っておりましたホテル内の現場管理者の完全民間委託、次の冬場に備えました体制確保など、安定した運営のための増額でございます。

健康づくり推進課は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございますが、7億4,614万円余の増額をお願いしております。

これは、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養を行うために必要な宿泊施設の借り上げに要する経費でございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第3号の説明をお願いします。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

説明資料15ページをお願いします。

8月2日に専決処分を行った補正予算では1事業を計上しており、予防費で21億9,400万円の増額補正を行ったことを御報告します。

事業名は、説明欄のとおり、新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業です。

当初予算では、新規に50床分の増床などを見込み、所要額を計上しておりましたが、本年度の新規の増床実績としまして、昨日までに当初見込みの4.2倍となる211床を確保できました。医療機関の御協力に感謝する次第でございます。

このため、9月までの上半期分の事業執行に必要な額が当初予算を上回ったことから、上半期に事業を実施する69の医療機関への早期の交付決定が必要となりましたので、増額補正の専決処分を行わせていただいたものです。

医療政策課は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岩本浩治委員長 次に、報告第9号の説明をお願いします。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課

でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

報告第9号、公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況について御報告いたします。

概要につきましては、次のページ、29ページで御説明させていただきます。

まず、1の財団の概要ですが、熊本県総合保健センターは、県民の健康の向上を目的に昭和60年に設立され、平成24年に公益財団法人に移行しております。

続きまして、2の令和3年度事業報告になります。

主な事業について御説明いたします。

(1)の保健事業の推進ですが、職域健診の特定保健指導では、健診当日に保健指導を行う体制を整えまして、施設健診数が前年度より約2.79倍に向上いたしました。

次に、(2)の精密検査受診率の向上では、前年度精密検査未受診の理由に、コロナを理由に挙げるケースが複数見られましたことから、コロナ禍でも精密検査の重要性を伝えるなど、勧奨を強化いたしました。

(3)の業務の効率化の推進では、産業医を受託しております41事業場のうち、17事業場において、令和3年4月から専門機関に業務移管するとともに、施設健診におきます総合受付業務につきまして外部委託を行っております。

続きまして、令和3年度決算の概要でございます。

経常収益は22億1,340万円余、経常費用は20億7,769万円余、当期経常増減額は1億3,577万円余としております。この増額分は、施設設備等の整備のための積立金に充当することとしており、適正に処理される予定でございます。

続きまして、令和4年度の事業計画ですが、おおむね令和3年度と同様の事業実施を予定しており、さらなる受診率の向上、精度

管理の向上に取り組んでいく予定でございます。

最後に、令和4年度の予算の概要でございます。

経常収益は21億2,830万円余、経常費用は21億9,765万円余で事業を実施することとしております。

なお、当期経常増減は、マイナス6,928万円余となっておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が継続することを想定し、収入を前年度決算額よりも少なく見込んでいること、また、前年度よりも新規採用職員を増やしたこと、退職金引当金の増など人件費が増加したこと、併せて施設の老朽化に伴いまして、修繕費を多く見積もったことによるものでございます。

なお、不足分は、全額、前年度からの繰越金等で補填される予定でございます。

今後も、予算の執行に当たりましては、より一層効率、効果的な運営を行うとともに、公益財団法人として適切な運営が行われますよう指導に努めてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 それでは、報告第10号及び報告第11号の説明をお願いします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

報告議案2件について御説明申し上げます。

資料の30ページをお願いいたします。

まず、報告第10号、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する資料の提出についてですが、これについては、資料31ページの概要を基に御説明申し上げます。

まず、1の財団の概要でございますが、この法人は、アイバンク事業及び移植医療の普及促進に関する事業を行うことを目的として

昭和54年3月29日に設立され、平成25年に公益財団法人に移行しております。

次に、2の令和3年度事業報告でございます。

まず、(1)普及啓発事業は、移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう普及啓発を行っております。

(2)の摘出あっせん業務では、8名の方から眼球の提供があり、そのうち16眼のあっせんを行っております。

(3)の組織適合検査、HLA検査の費用の助成では、検査費用の一部補助を行っており、実績として24件ございました。

3の令和3年度決算でございます。

(1)の経常収益の決算額は、1,150万円余でございます。

次に、経常費用でございますが、決算額は、1,127万円余であります。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、23万円余の黒字となっております。

4の令和4年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様ですが、臓器移植コーディネーターが当財団に所属することになったことに伴いまして、臓器移植連絡調整者設置事業を新たに開始しております。

最後に、5の令和4年度の予算でございますが、昨年度より増額した予算額により事業を実施する予定としておりまして、経常収益は2,230万円余、経常費用は2,229万円余となっております。

続きまして、資料32ページをお願いいたします。

報告第11号、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する資料の提出についてですが、これについても、資料33ページの概要を基に御説明申し上げます。

1の財団の概要でございますが、この法人は、理容、美容、旅館などの生活衛生関係営

業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図ることを目的に昭和58年3月22日に設立されたもので、平成25年に公益財団法人に移行しております。

次に、2の令和3年度事業報告でございます。

まず、(1)の生活衛生関係営業指導事業は、経営相談、融資相談及び苦情相談に対応するものでございます。

(2)の景気動向等調査事業は、県内の70の生衛業者に対して、景気動向や設備投資の動向を四半期ごとに調査するものです。

(3)の生活衛生営業振興助成事業は、各同業組合が実施する生衛業の振興のための事業に助成するものでございます。

3の令和3年度決算でございます。

経常収益の決算額は、2,865万円余であります。

次に、経常費用でございますが、決算額は、2,823万円余であります。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、41万円余の黒字となっております。

4の令和4年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業の実施を予定しております。

最後に、5の令和4年度予算でございますが、経営指導員の給与について、令和4年度から2か年かけて国庫補助基準額まで増額するため、県補助金を増額している影響で、経常収益は3,092万円余、経常費用は3,092万円余となっております。

説明申し上げましたこの2つの財団の予算執行に当たりましては、今後とも、より一層効率的な執行を心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めてまいりたいと考えております。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑を受けたいと思います。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

先ほどちょっとお尋ねしかけた9ページと15ページになるかと思いますが、病床の数は分かったんですが、もう少しこの医療機関へのどういう対象なのか、詳しく教えていただいてもいいでしょうか。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

ただいま設備整備事業に係る対象設備についてのお尋ねだということで、お答えいたします。

多数ございまして、一応国のほうから基準がございます。この設備ということで特定しております。例えば、人工呼吸器、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易ベッド、ECMOとか、あと、超音波画像診断装置とかCT撮影装置等々、コロナの診療に必要な機器整備に対して、国が10分の10で助成するということでございます。

以上になります。

○前田憲秀委員 もう少し具体的に言うと、医療機関にコロナ患者が出た場合の病床を特別に設けてくださいということでもいいんですか。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

対象医療機関がコロナ患者を受け入れると

いうことで、あらかじめ登録していただいた病院に限ります。で、そういうことで登録していただいたそのための必要な設備が必要でしょうということでもあります。そういうことです。

以上になります。

○前田憲秀委員 分かりました。

どうしてこういう質問するかというと、先ほど、前半では介護施設の話があったんですけども、医療機関で入院患者さんがコロナに感染するということもあると思うんですけども、その症例もありますよね。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

今回の第6波、第7波については、非常に入院患者といいますか、陽性患者、多うございました。そのため、入院中の方が感染する場合もございます。そのためには、クラスターという形になっておりますが、その場合は、先ほど言ったように、コロナ受入れ医療機関でなければ対応できない患者さんにつきましては、そのコロナの受入れ病院のほうに転院しております。

ただ、そうでない方、自院のほうの治療で対応できるといった場合は、留め置きという形で対応していただいております。

以上となります。

○前田憲秀委員 留め置きの例なのか、具体的にお聞きした例で、やはり別な疾患で入院をされててコロナに感染しましたと。聞けば、2人部屋に3人陽性患者を収容して、自分でトイレにも行けたんだけど、簡易トイレをベッドの横に置いて。で、聞けば、歯磨きもできなかったという実に劣悪な環境だったような話なんです。そこら辺は、もう各医療機関にお任せするしかないんでしょうか。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

基本的には、一応感染拡大防止の対策を取っていただくということで、保健所のほうから指導助言を行っているというふうに認識しております。

○前田憲秀委員 もちろん、この期間ですので、お見舞いとかそういうのも一切できませんので、携帯電話のやり取りでの話でしかないんですが、例えば、そういう患者さんがいた場合も、先ほどのように、国庫で100%公費補助ということになるんですよね。そのときは、支払基金なり国保連合には、その旨きちんと通常どおりレセプトの報告をする、そういう仕組みなんですよね。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

その場合は、公費負担ということになりますので、本人さんの負担は、この療養期間中はないというふうに認識しております。

○前田憲秀委員 分かりました。

先ほどの高齢者施設は、もう医療の専門の方がいらっしゃらないで、もっともそういう不安というか、心配も分かるんですけども、医療機関であっても、そういう事例を聞いたんですよね。で、医療機関の従業員の方も別に補充ができるわけでもないし、大変な中で特別扱いをする環境がやっぱり生まれているんじゃないかと思うので、そこも、金額はもう今回60億の補正のうちの3分の1、20億近くは、もうこういう医療機関の設備補助ということになっているので、そこもしっかりやっぱり注視していただきたいなあという気がいたしました。

聞いたお話だけなので、細かくこうでした、ああでしたとは言えないんですが、そういう事例もあるように聞いております。よろ

しくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

ほかに質問ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ほかに質疑がないようですので、なければ、以上で後半グループの質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第6号から第10号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査をすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、委員の皆様から、その他で何かありましたら質問をお受けいたしますが、出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については、後日回答をさせていただきます。

それでは、委員から何かありませんか。

○松村秀逸委員 2件ほどお尋ねいたしま

す。

今現在、オーストラリアのほうでインフルエンザがはやっているとお聞きしております、新聞等で。今後、熊本も、日本も、この冬場にかけて寒くなったらインフルエンザが増えるんじゃないかというふうな予測をされておりますが、それについて県の見解、そして今後インフルエンザの予防のためのワクチン等の準備等についてどういう状況か、お尋ねします。

もう一つは、感染症で、今までにない梅毒の感染が増えとるといふ、これも新聞等で報告されております。特に、若い方で増えているということですので、この点について現在の状況、熊本の状況、そしてそれについての対策等が何かあれば返答いただければと思います。

以上です。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

2点お尋ねがありました。

まず、季節性インフルエンザの対策ということでございますけれども、今現在、季節性インフルエンザについては、県のほうで、いわゆる幾つかの医療機関を県内で指定しまして、そこで感染状況の把握をしております。既に、9月以降でございますけれども、報告が出ております。今後、これが大きな感染につながるのかどうかというのはちょっと分かりませんが、感染数が、過去2年間に比べますと、恐らく出てきているというふうに見ております。

こちら、インフルエンザの対策につきましては、基本的にワクチンを接種していただくということが必要なというふうに思っております。

国のほうでは、季節性のインフルエンザのワクチンにつきましては、今年度は、例年に比べて多めの量を供給できるというふうなこ

とをお聞きしております。なおかつ、供給の時期につきましても、通常よりも早い時期に供給できるというようなことをお聞きしておりますので、これから県のほうでもしっかりと啓発はしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の梅毒の件でございます。

これまで、梅毒につきましては、実は、熊本県につきましては、感染者数が増加をしております。なかなかその原因がどういったところかというのは非常に特定しづらいところがありますけれども、数字上は感染者数が多くなっております。こちらにつきましては、全国的にもやはり多くなっているというふうな状況がございます。

こういった状況を踏まえまして、県のほうでも検査をしっかりとやっていただくというふうな周知をするとともに、これからも、今後引き続き、いわゆる感染予防、正しい知識を身につけていただくということと感染予防策の啓発をしっかりとしていきたいと思っておりますので、県のホームページ、あるいは毎週報道機関に提供しております感染症の情報、そういったものを活用しながら、啓発強化をしていきたいというふうに思っております。

○松村秀逸委員 ありがとうございます。

梅毒については、できるだけやっぱり周知していただいて、感染防止をしていかないと、特に若い方が多いと聞いておりますので、やはり非常に大事なことかと思っておりますので、よろしく願います。

それと、インフルエンザについては、今、やっぱり熊本も増えてる可能性があるということでございますけれども、実際、これがまた流行しますと、このコロナとの見分けが非常に難しいのかなと、症状が似ているということで。そこら辺の対策も、今後ひとつよろしく願いしておきます。

○岩本浩治委員長 副委員長、何かありましたら。

○南部隼平副委員長 すみません、私から1点ちょっとお尋ねをさせていただければと思いますけれども、先日の本会議で、松村委員が一般質問をされた日常生活支援事業の充実についてのお話がありました。

この件、令和4年度予算については、一定の増額をいただいたということで非常に良かったなというふうに思うんですけども、また、8月に管内視察をしまして、そのときにお聞きした話で、増額後の今年度予算においても補助金の水準というのが全国45位ということで、政令指定都市のある県においては、九州の中で最も低いという、まだ現状があるということで、現場の市町村社協の運営が大変厳しいということをお聞きしまして、もう一段、補助の増額という要望があったというところがあったんですけども、今回、松村委員の質問に対するお答えとしては、補助金の増額の効果を見極めた上で増額について検討していくということであったと思うんですけども、現状、非常に厳しいという状況なので、できれば、その補助金の水準を全国の真ん中ぐらい、もしくは少なくとも政令市熊本市と同じぐらいのレベルまで上げた上で検討ということ、そういったこともできないかなと思ひまして、その点について御意見をいただければと思います。

○柴田長寿社会局長 長寿社会局でございます。

ただいまの質問につきまして、議場で部長が答弁したとおり、副委員長がおっしゃられたとおり、今年度の成果を見ながら、事業評価等も、効果等も把握しつつ、今後の対応について検討していくという方向なのですが、お話にございました順位のお話でございます

が、これはいろいろな捉え方がございまして、県社協さんがお示しになられた調査については、全国の社協さんのほうで取られた調査でございまして、その捉える基準等がばらばらな部分も一つあったというふうに考えております。

また、当方でもいろいろな県の助成の水準がどれくらいとかいふのを考えるときには、例えば、住民1人当たりに対してどうなのかとか、そういうふうないろんな指標の中から、あと、実績、そういったものを捉えながら、実際どれくらいなのか、何よりも、それからどれくらい使われて、効果がどれだけ出ているのかというのが一番なんですけれども、そういった住民1人当たりとか、そういうふうな指標で捉えますと、必ずしも最下位ではなく、中位ぐらいだというようなデータもございまして、そういうふうな状況でございまして、実際、今回1.5倍になります5,700万まで予算措置させていただきましたので、この金額、去年までの実績よりも多い金額を措置させていただいております。

ですから、それぞれの地域で、これを原資でお使いいただきまして、その中でまだ足りない、もしくはこれからこういう方向でやりたい、そういった意見が出てくると思いますので、そういったものはしっかりと聴きながら、社協さんとも連携しながら今後の取組に生かしてまいりたいというふうに思っております。

まずは、現場でどのように使われて、効果が出ているのか、そちらのほうを横並びの基準が、こう言うと失礼かもしれませんが、なかなか一概に比べられないようなものではないかと思っておりますので、受ける側の、する側のそういった効果等をお聴きしながら、その上で、必要性をしっかりと検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○南部隼平副委員長 ありがとうございます。

もちろん、一番は、もう現場サイドのいろんな御意見とかそういったのを聴取していただいて、その上で、またそういったこともお願いできればと思いますので、全国で何位とかそういったところは、正直、私も、もちろんその順位が低いということはどうかなと思うところもありますけれども、やっぱり現場に即したそういった支援というのが必要かと思っておりますので、そこは連携をしていながら、また御検討いただければと思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長